

## 福岡県こども審議会 幼保連携型認定こども園部会設置要綱（案）

令和7年 月 日  
福岡県こども審議会決定

### （幼保連携型認定こども園部会の設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び福岡県こども審議会条例（令和6年福岡県条例第13号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、福岡県こども審議会（以下「審議会」という。）に、幼保連携型認定こども園部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （調査審議事項）

第2条 部会は、条例第2条第5項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する審議会その他の合議制の機関として、同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

### （決議）

第3条 条例第8条第6項の規定に基づき、部会の議決をもって、審議会の議決とする。

### （事務局）

第4条 部会の事務局は、福岡県福祉労働部子育て支援課に置く。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、条例第8条第3項の規定により置かれる部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年1月 日から施行する。

福岡県こども審議会  
幼保連携型認定こども園部会 委員名簿(案)  
(臨時委員については50音順)

資料3別紙

(敬称略)  
令和7年1月15日現在

| 所属団体名                    | 役職  | 氏名                                | 委員／臨時委員の別      |
|--------------------------|-----|-----------------------------------|----------------|
| 中村学園大学                   | 教授  | <small>かさはら まさひろ</small><br>笠原 正洋 | 委員             |
| 福岡県私立幼稚園振興協会             | 理事  | <small>いまみや みず え</small><br>今宮 瑞恵 | 臨時委員<br>(就任予定) |
| 福岡県保育協会                  | 副会長 | <small>おかむら ひとし</small><br>岡村 斉   | 臨時委員<br>(就任予定) |
| 幼保連携型認定こども園<br>宮若さくらこども園 | 園長  | <small>こもり なおこ</small><br>古森 直子   | 臨時委員<br>(就任予定) |
| 福岡県保育協会保育士会              | 会長  | <small>さほ ますみ</small><br>佐保 眞寿美   | 臨時委員<br>(就任予定) |
| 計 5名                     |     |                                   |                |